

有機フッ素化合物（P F A S） 調査の結果について

高鍋保健所衛生環境課
令和 7 年 8 月 2 8 日

- 1 PFAS（PFOS及びPFOA）とは**
- 2 PFAS（PFOS及びPFOA）への対応
- 3 水道及び環境への対応
- 4 新田原基地周辺のPFAS調査

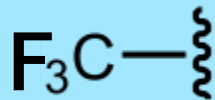
ピーファス
PFAS

「**P**er- and Poly**F**luoro**A**lky**S**ubstances」

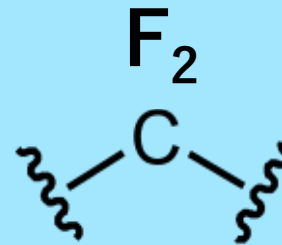
の略称で、日本語では

「ペルフルオロアルキル化合物 及び ポリフルオロアルキル化合物」
といいます。

構造



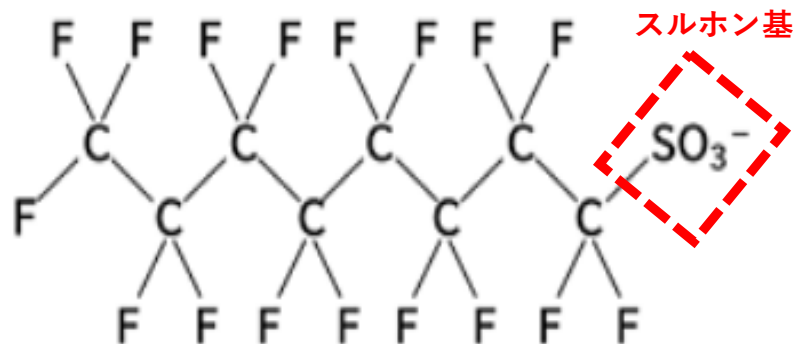
フッ素化されたメチル基



フッ素化されたメチレン基

1万種類以上 存在

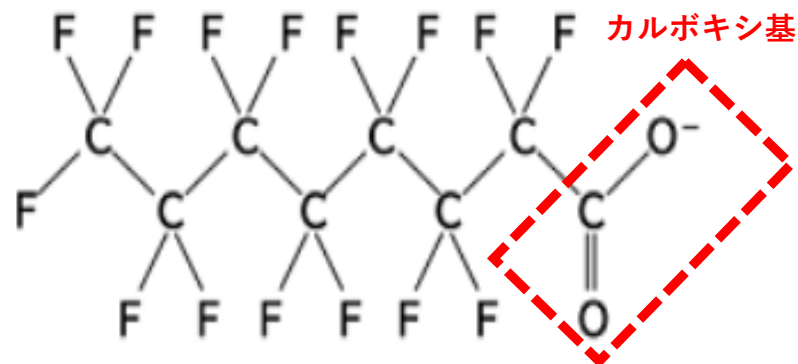
ピーファス

PFAS

ピーフォス

PFOS

(ペルフルオロオクタンスルホン酸)



ピーフォア

PFOA

(ペルフルオロオクタン酸)

1万種類以上あると言われているPFASの中に、PFOSやPFOAがあり、この2種類は健康リスクの可能性があるとされています。

(その他に、PFOSと似た構造を持つ、PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) も健康リスクがあるとされています。)

- 1 PFAS（PFOS及びPFOA）とは
- 2 **PFAS（PFOS及びPFOA）への対応**
- 3 水道及び環境への対応
- 4 新田原基地周辺のPFAS調査

PFAS（PFOS及びPFOA）への対応

5

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）

- ・ PFOS は平成21年（2009年）に、PFOA は令和元年（2019 年）に廃絶等の対象とすることが決定

POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

- ・ PFOS ・ 平成22年（2010年）に 一部の用途を除き、製造・輸入等を禁止
平成30年（2018年）に 全ての用途で、製造・輸入等を原則禁止
- ・ PFOA ・ 令和 3 年（2021年）に 製造・輸入等を原則禁止

市中に残存するPFOS、PFOA を含有する製品（泡消火薬剤等）の使用は認められているが、国が定めた基準（保管方法、移替え等の作業方法、保管数量等の帳簿作成義務、漏出処理等）を遵守する必要あり

- 1 PFAS（PFOS 及びPFOA）とは
- 2 PFAS（PFOS 及びPFOA）への対応
- 3 水道及び環境への対応
- 4 新田原基地周辺のPFAS調査

水道及び環境への対応

水道

水道法に基づき、水道により供給される水が適合しなければならない基準など

水質基準

51項目

健康関連31項目 + 生活上支障関連20項目

「水質基準に関する省令」で規定
水道事業者等に遵守義務・検査義務

水質管理目標設定項目

27項目

健康関連14項目 + 生活上支障関連13項目

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目

要検討項目

46項目

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目等に分類できない項目
情報・知見を収集

環境

環境基本法に基づき、人の健康の保護や生活環境の保全する上で維持されることが望ましい基準など

環境基準

公共用水域 健康項目 27項目
生活環境項目(河川) 8項目
地下水 28項目

水質保全行政の目標として公共用水域、地下水の水質等について達成し、維持することが望ましい基準

要監視項目

公共用水域 27項目
地下水 25項目
水生生物 6項目

公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目

要調査項目

健康 136項目
水生生物 105項目
両方 34項目

水環境リスクは比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況等の観点からみて、水環境リスクに関する知見の集積が必要な項目

PFOS及びPFOA
(暫定) 目標値
50ng/L 指針値

50ng(ナノグラム) = 0.00000005 g (1ng = 1 グラムの 10 億分の 1)

- 1 PFAS（PFOS 及びPFOA）とは
- 2 PFAS（PFOS 及びPFOA）への対応
- 3 水道及び環境への対応
- 4 **新田原基地周辺のPFAS調査**

緊急情報

目的から探す

組織から探す

よくある質問から探す

事業者の方へ

くらし・健康・福祉

防災・安全・安心

観光・魅力

教育・子育て

しごと・産業

県政情報

🏠 [プレスリリース一覧](#) > [部局別一覧](#) > [福祉保健部](#) > 新田原基地の井戸（専用水道）におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の 暫定目標値超過に対する県の対応について（令和7年2月28日）

報道発表日：2025年2月28日 更新日：2025年2月28日

Press Release



新田原基地の井戸（専用水道）におけるPFAS（PFOS及びPFOA）の 暫定目標値超過に対する県の対応について（令和7年2月28日）

令和7年2月27日に国（九州防衛局及び航空自衛隊新田原基地）から県に対し、航空自衛隊新田原基地内に設置されている専用水道において、有機フッ素化合物のPFAS(PFOS及びPFOA)が、水道の水質管理目標設定項目の暫定目標値を超過している旨の情報提供があった。
これを受け、県及び新富町では、2月28日に地域住民に対して健康被害の防止のための情報提供等を行なった。
なお、基地周辺の新富町及び西都市の水道水については、各水道事業者において、検査を実施し、水質の安全性を確認しております。

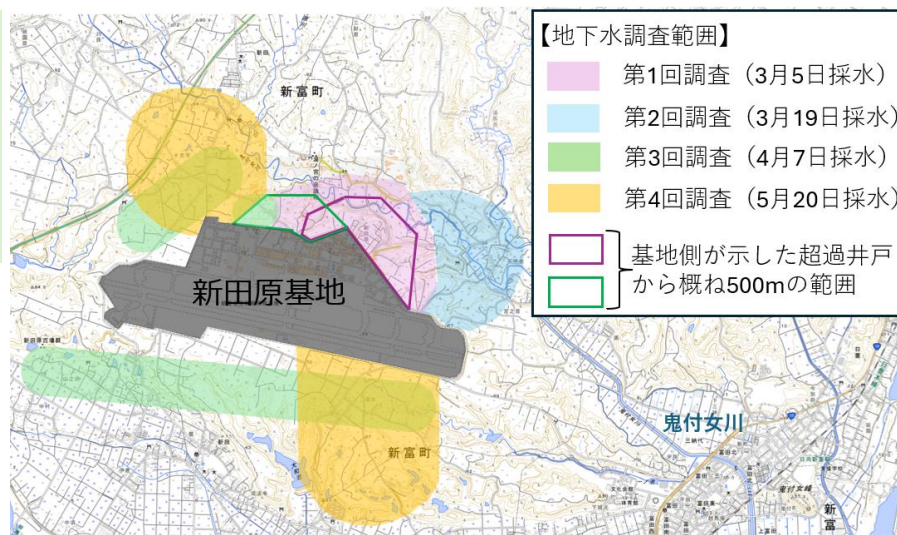
令和7年2月28日（金曜日）午後16時現在の状況は以下のとおり。

1 これまでの経過

令和7年

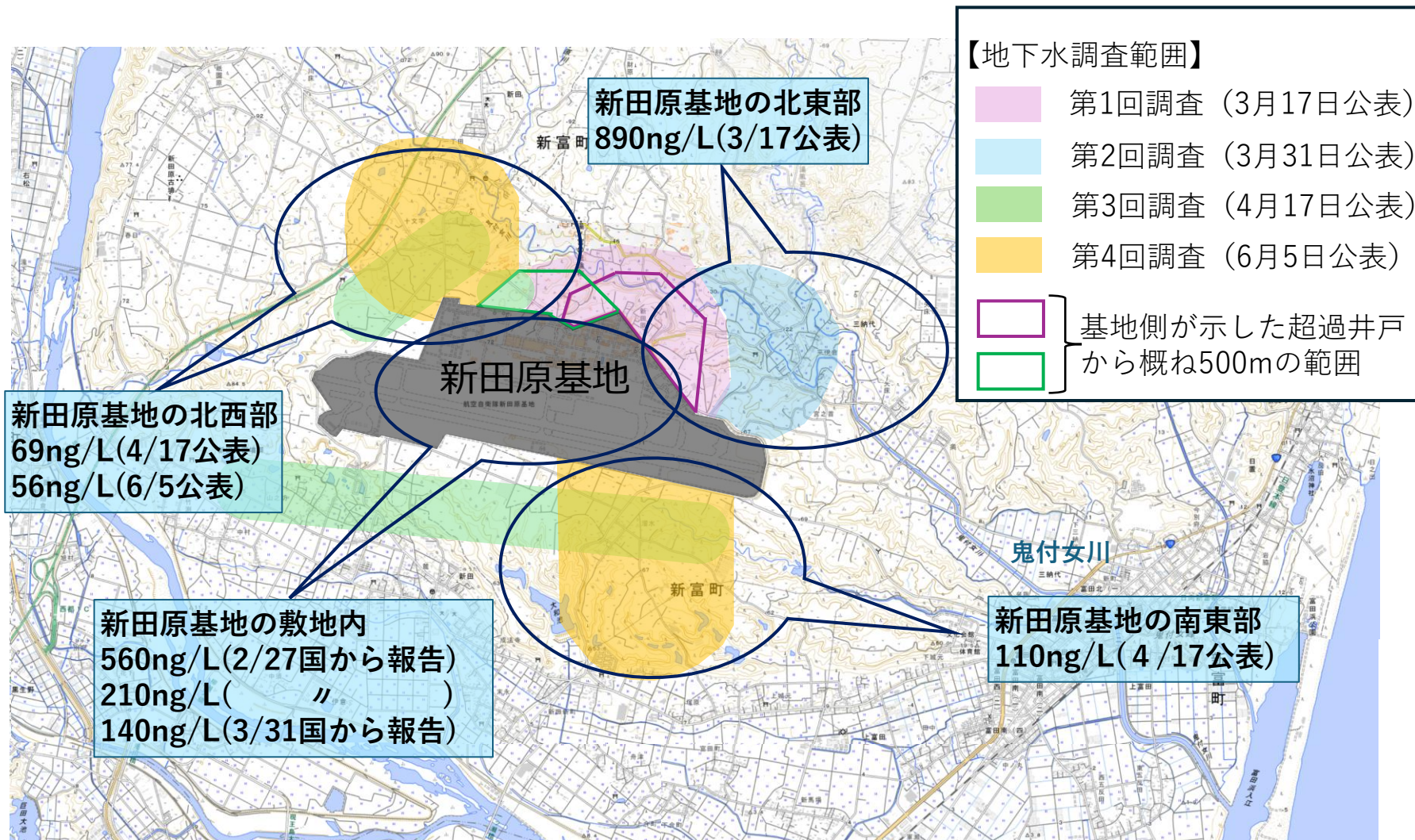
- 2月27日 九州防衛局及び新田原基地から県に対し、基地敷地内の専用水道用井戸2箇所から**目標値※**を超えるPFAS(PFOS及びPFOA)検出についての情報提供 (**560ng/L**、**210ng/L**)
- 3月17日 県による第1回水質検査(3月5日採水)の結果、検査した7地点のうち、基地敷地外の北東側の井戸1箇所で**指針値※**の超過があったことを公表 (**890ng/L**)
- 3月31日 県による第2回水質検査(3月19日採水)の結果、検査した新たな8地点の全てで**指針値**以下であったことを公表
- 3月31日 新田原基地から基地敷地内の雑用井戸1箇所で**指針値**超過の情報提供 (**140ng/L**)
- 4月17日 県による第3回水質検査(4月7日採水)の結果、検査した新たな11地点のうち、基地敷地外の南東側の井戸及び北西側の井戸の計2箇所で**指針値**の超過があったことを公表 (**110ng/L**、**69ng/L**)
- 6月5日 県による第4回水質検査(5月20日採水)の結果、検査した新たな9地点のうち、基地敷地外の北西側の井戸1箇所で**指針値**の超過があったことを公表 (**56ng/L**)

※ 水道水の水質については「**目標値**」を、河川や地下水等の水質については「**指針値**」をそれぞれ**50ng/L**に設定した。この数値は、体重50 kgの人が水を一生涯にわたって毎日2L飲用したとしても、人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものである。



新田原基地周辺のPFAS調査結果

11



- ※ 地図中の吹き出しは便宜的に記載しているだけであり、場所を特定しているものではありません。
- ※ 地理院地図Vectorを加工し作成しています。

2 今後の調査方針

これまでの結果

新田原基地敷地内（国測定）

井戸 3箇所全てで超過

【超過が判明した井戸】

測定値	利用用途	県への情報提供
560 ng/L	専用水道	令和7年2月27日
210 ng/L		
140 ng/L	雑用	令和7年3月31日

新田原基地敷地外（県測定）

井戸・河川等35地点中、井戸4箇所で超過

【超過が判明した井戸】

測定値	利用用途	結果公表
890 ng/L	雑用	令和7年3月17日
110 ng/L	雑用	令和7年4月17日
69 ng/L	飲用	
56 ng/L	飲用	令和7年6月5日

今後の方針

1 超過範囲の特定

超過地点周辺の水質検査を面的に行うことにより、超過エリアを特定させる。

2 超過地点の継続監視

超過地点について、定期的に水質検査を実施することで、経時的・季節的な変動を監視する。

3 発生源の調査

超過地点が高頻度に発生しているエリア等を中心に、詳細な現地調査等を実施する。

4 飲用井戸への指導

超過が判明した飲用井戸の所有者には、水道への切替え等により、飲用しないよう指導